

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年12月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400116号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400031号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。
平成12年10月から平成15年3月までの標準報酬月額については、18万円を20万円、同年4月から平成16年8月までの標準報酬月額については、18万円を24万円、同年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については、17万円を24万円、同年9月から平成19年8月までの標準報酬月額については、16万円を24万円、同年9月から平成20年8月までの標準報酬月額については、17万円を24万円、同年9月から同年11月までの標準報酬月額については、17万円を22万円とする。

平成12年10月から平成20年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成12年10月から平成20年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成12年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び平成20年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年10月から平成14年9月までの標準報酬月額については、18万円を26万円、同年10月から平成15年3月までの標準報酬月額については、18万円を24万円、平成20年9月から同年11月までの標準報酬月額については、17万円を24万円とする。

平成12年10月から平成15年3月まで、平成20年9月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成12年10月1日から平成20年12月16日まで

私のねんきん定期便に記載されている請求期間の厚生年金保険料と実際に給与から控除された厚生年金保険料の金額が相違している。請求期間の給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与明細書（以下「給与明細書」という。）及びB銀行の総合口座通帳（以下「預金通帳」という。）によると、請求者は、請求期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額、報酬月額に見合う標準報酬月額及び請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、給与明細書及び預金通帳により確認又は推認できる報酬月額、本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成12年10月から平成15年3月までは20万円、同年4月から平成20年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、清算人は、請求者の請求期間の標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答又は陳述しているが、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳により確認又は推認できる本来の報酬月額、厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び預金通帳により確認又は推認できる報酬月額、本来の報酬月額、厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成12年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び平成20年9月1日から同年12月1日までの期間について、給与明細書及び預金通帳により確認できる本来の報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であり、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額より高額であることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成12年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び平成20年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額については、給与明細書及び預金通帳により確認できる本来の報酬月額から、平成12年10月から平成14年9月までは26万円、同年10月から平成15年3月までは24万円、平成20年9月から同年11月までは24万円とすることが妥当である。

なお、請求者の平成12年10月から平成15年3月まで及び平成20年9月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額(上記第3の1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400141号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400032号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、昭和56年5月31日を同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和56年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る昭和56年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に高校在学中の昭和56年3月はアルバイトとして勤務し、同年4月から正社員となり、同年5月末日に退職したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同月31日となっている。

私が所持している給料支払明細書によると、昭和56年4月分と同年5月分の給与から厚生年金保険料を控除されているので、同年6月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和56年3月分、同年4月分及び同年5月分の給料支払明細書には事業所名が記載されていないが、オンライン記録において請求期間にA社に係る厚生年金保険被保険者の記録が確認できる複数の同僚の回答から同社の給料支払明細書であると認められ、当該給料支払明細書及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は平成20年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、閉鎖登記簿謄本によると、同社は同年7月31日に解散していることが確認できる上、オンライン記録によると、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400118号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400009号

第1 結論

平成6年3月から平成7年5月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月から平成7年5月まで

私は、国民年金の加入手続を行っていないが、平成6年12月に国民年金保険料の免除を申請するはがきが届き、全額免除に○印を付けてポストに投函した。しかしながら、国の記録によると、請求期間は国民年金保険料の未納期間となっているので、請求期間を全額免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料の免除申請を行うためには国民年金の加入手続が必要であるが、請求者は、国民年金の加入手続を行っていなかった旨陳述している上、オンライン記録によると、請求者に係る昭和55年9月11日の国民年金被保険者資格取得の処理が平成17年7月15日に行われていることが確認できることから、国民年金の加入手続は同月ごろに行われ、昭和55年9月11日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。また、当該加入手続が行われたと推認できる時点まで請求期間は国民年金の未加入期間となっており、請求期間において国民年金保険料の免除申請を行うことはできず、当該加入手続が行われたと推認できる時点においても請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を遡って行うことはできない。

また、国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払出し又は平成9年1月以降は基礎年金番号が付番されることになる。しかしながら、オンライン記録によると、請求者に初めて基礎年金番号(*)が付番されたのは平成17年6月20日であり、その後、平成27年8月24日に現在の基礎年金番号(*)に変更されているところ、請求者の氏名及び類似する読み方

並びに生年月日により、社会保険オンラインシステムによる検索及び年金情報総合管理・照合システムによるA県管内を対象とする検索を行ったが、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡及び当該2つの基礎年金番号とは別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続きを行っていなかったが、平成6年12月に届いた国民年金保険料の免除を申請するはがきにより、請求期間に係る国民年金保険料の全額免除の申請を行った旨陳述している。しかしながら、B市は、請求期間当時、国民年金の未加入者に対して加入勧奨の通知及び国民年金保険料の免除申請はがきの送付は行っておらず、同市の窓口において免除の申し出（加入手続きを含む）があった場合に限り、国民年金保険料免除申請書を受け付けていた旨回答しており、請求者が陳述している免除の申請方法と同市における請求期間当時の事務の取扱いは相違している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400161号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400010号

第1 結論

請求期間①から④までの各期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年10月から昭和56年3月まで
② 昭和61年4月から昭和62年4月まで
③ 昭和62年7月から平成2年1月まで
④ 平成2年3月から同年12月まで

国の記録では、請求期間①から④までの各期間が未納期間となっているが、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号は「*」と記載され、「A」のスタンプが押印されており、住所欄には「B」と、国民年金の記録(1)の被保険者となった日欄には「C市」のスタンプが押印されていることが確認できる。請求者の改製原附票によると、請求者は、平成2年5月31日から平成4年3月26日までの期間は上記年金手帳に記載のある住所に住所を定めていたことが確認できることから、当該期間にC市において請求者の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、上記年金手帳に記載のある請求者の被保険者となった日及び被保険者でなくなった日に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理が平成4年2月18日に一括して行われていることが確認できる。

これらのことから、請求者の国民年金の加入手続は、上記請求者の国民年金被保険者資格について一括処理が行われた平成4年2月頃に行われ、請求者が20歳に

到達した昭和 55 年 10 月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられることから、上記一括処理が行われた平成 4 年 2 月 18 日の時点までは、請求期間①から④までの各期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求者の父親が請求者に係る国民年金の加入手続きを行い、請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を納付していた旨陳述しているが、請求者の父親は既に死亡していることから、請求者に係る国民年金の加入手続き及び請求期間①から④までの各期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、請求者が請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、日本年金機構が管理している請求者に係る D 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）（以下「被保険者名簿」という。）は、請求者が同町に転入した平成 4 年 3 月 27 日以降に作成されたと考えられ、被保険者名簿によると、請求期間①から④までの各期間（平成元年 4 月を除く。）について国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

また、請求者の改製原附票によると、請求期間①における住所は確認できないところ、請求者は、請求期間①当時は E 市に居住していたが、住民票は D 町のままであった旨陳述している。また、請求者の改製原附票によると、請求期間②及び③においては同町に、請求期間④の期間中に同町から C 市に住所を定めていたことが確認できる。しかしながら、E 市は、請求期間①に関する資料は確認できない旨回答しており、D 町から提出された請求者に係る国民年金被保険者台帳システムの国民年金被保険者情報によると、国民年金保険料の納付記録はないことが確認できる。また、C 市は、国民年金事務の台帳を含む全ての資料を国へ移管したため、市で保管している資料はない旨回答している。これらのことから、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料の納付について確認することができない。

請求期間①、②及び③について、上記国民年金被保険者資格の処理年月日である平成 4 年 2 月 18 日時点において、請求期間①、②及び請求期間③のうち昭和 62 年 7 月から平成元年 12 月までの期間の国民年金保険料は、制度上、徴収する権利が時効により消滅していることから納付することはできない。

請求期間③のうち平成元年 4 月について、被保険者名簿によると、国民年金保険料の納付記録が確認できるところ、上記国民年金被保険者資格の処理年月日である

平成4年2月18日時点において、平成元年4月の国民年金保険料は、制度上、徴収する権利が時効により消滅していることから納付することはできない。

一方、オンライン記録によると、平成元年4月の国民年金保険料は未納となっており、平成元年度においては平成2年2月の国民年金保険料の納付記録（平成4年3月19日納付）が確認できるが、被保険者名簿によると、平成2年2月の国民年金保険料の納付記録は確認できない。

このことについて、D町は、関係文書の保存年限が経過しており不明である旨回答しているが、日本年金機構は、被保険者名簿の平成元年4月の納付記録について、請求者が同町に転入した平成4年3月以前の納付記録のため同町で収納したものは考えられず、同月の検認記録は、社会保険事務所（当時）の社会保険オンラインシステムから出力された検認記録が同町に提供され、同町が転記した記録であり、オンライン記録が正しいと判断する旨回答している。

これらのことから、被保険者名簿における平成元年4月の納付記録については、同月の納付記録ではなく、オンライン記録で確認できる平成2年2月の納付記録と考えることが妥当である。

このほか、請求者及び請求者の父親が請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400119号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400033号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年10月1日から平成9年5月26日まで

② 平成9年5月26日から同年10月20日まで

請求期間①について、私は、A社の代表取締役であったが、国の記録によると、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与支給額より低額となっているので、請求期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

請求期間②について、私が代表取締役であったA社は、平成9年10月20日をもって事業所を閉鎖したが、国の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年5月26日となっているので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年10月20日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、A社における請求者に係る請求期間①の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成9年5月26日)より後の同年6月11日に平成8年4月から平成9年4月までの標準報酬月額が26万円に引き下げられ、その後同年8月4日に平成7年10月から平成8年3月までの標準報酬月額が15万円に引き下げられており、計2回の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、請求者は同社の代表取締役であったことが確認できるところ、請求者は、社会保険事務所(当時)と社会保険料の納付について協議したことはなく、請求者に係る請求期間①の標準報酬月額を減額する

届出も行っていない旨回答している。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は、平成9年11月12日にB裁判所の破産宣告を受けていることが確認できる上、請求者から提出された平成10年2月27日付けの破産者A社に係る「第一回債権者集会における破産管財人の報告書」によると、同社は、C社会保険事務所に対して287万8,636円の負債があったことが確認できるほか、請求者並びに同社において社会保険事務及び給与計算事務を担当していたとする請求者の配偶者は、請求期間①当時、同社の業績は悪かった旨回答していることから、同社に社会保険料の滞納があったと判断できる。

また、標準報酬月額を訂正する場合には、事業所の代表者印が必要であり、請求者及び請求者の配偶者は、請求者が代表者印を管理していた旨回答していることから判断すると、標準報酬月額の減額について、同社の代表取締役であった請求者が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者はA社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、請求期間①に係る自らの標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと考えられ、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、A社に係る閉鎖登記簿謄本、複数の従業員に係る雇用保険被保険者の記録及び従業員の回答から、請求期間②において同社は事業を継続しており、請求者は代表取締役として同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成9年5月26日、当該資格喪失に係る処理年月日は同年6月11日となっていることが確認できる上、請求者の被扶養者の健康保険証が同日に、請求者自身の健康保険証が同年8月4日に、それぞれ回収されていることが確認できる。

また、請求者は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料は給与から控除しておらず、納付も行っていない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間②に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保管していない旨回答している上、A社の元破産管財人は、同社に係る資料は保管していない旨回答しており、ほかに、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。